

令和3年度 税制改正のポイント

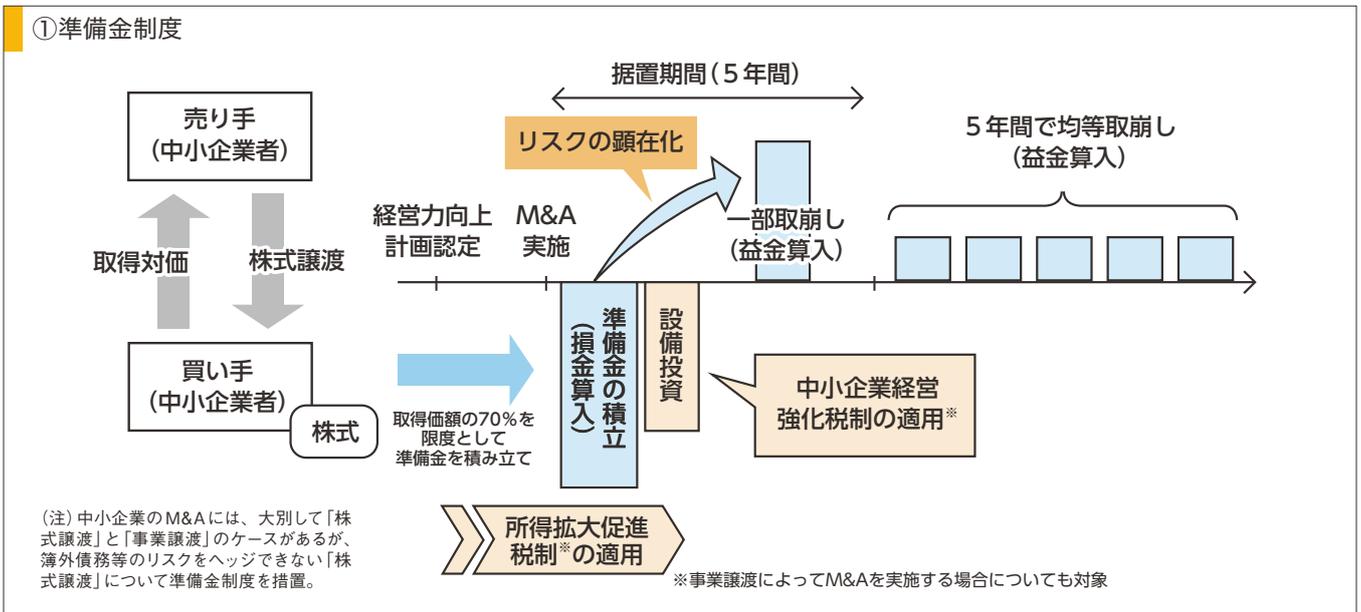
本特集では、「令和3年度 税制改正」について中小企業・小規模事業者の皆様に関連するポイントをご紹介します。

環境変化への対応を後押しする税制措置

1. 経営資源集約化税制の創設

▶ M&A実施後に発生し得るリスク（簿外債務等）に備えるため、国の認定を受けた計画に基づき中小企業がM&Aを実施した場合、下記を認める措置を創設（適用期限3年間）

① 準備金制度



引用：「令和3年度税制改正」（財務省）

② M&Aの効果を高める設備投資減税 (中小企業経営強化税制の類型追加)

投資額の10%を税額控除 又は 全額即時償却

※資本金3,000万円超の中小企業者等の税額控除率は7%

③ 雇用確保を促す税制

(所得拡大促進税制の上乗せ措置)

給与等支給総額を前年度比2.5%以上上げた場合、増加額の25%を税額控除

※1.5%以上上げは15%税額控除

2. 中小企業向け設備投資減税の延長 (2年間)

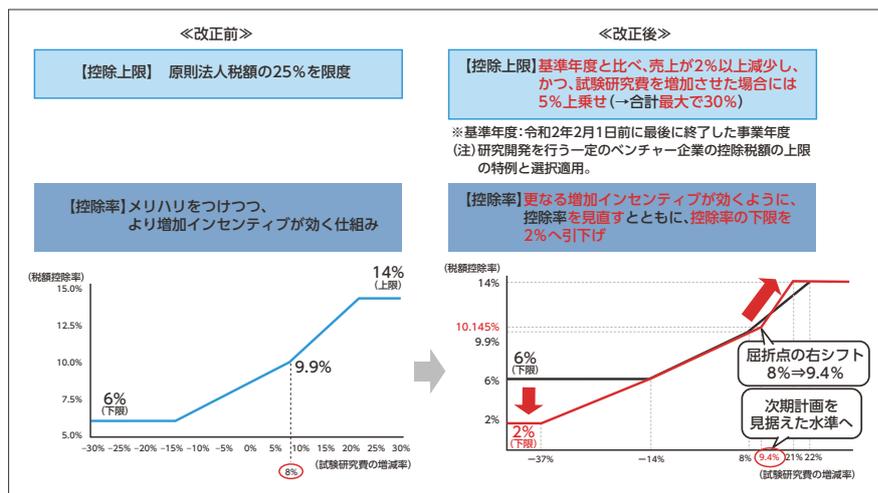
設備の種類 (価額要件)	機械装置 (160万円以上)	ソフトウェア (70万円以上)	器具備品・工具 (30万円以上)	建物附属設備 (60万円以上)
支援措置 国 税	<div style="border: 2px solid orange; padding: 5px; display: inline-block;"> 2年延長 【中小企業経営強化税制】 即時償却又は税額控除10% (※7%) ※計画認定手続を柔軟化 </div>			
	<div style="border: 2px solid blue; padding: 5px; display: inline-block;"> 2年延長 【中小企業投資促進税制】 30%特別償却又は税額控除7% ※30%特別償却のみ適用 ※不動産業、商店街振興組合等の業種を追加 </div>		<div style="border: 2px solid blue; padding: 5px; display: inline-block;"> 【商業・サービス業・農林水産業活性化税制】 30%特別償却又は税額控除7% ※30%特別償却のみ適用 廃止 </div>	

■を付した部分は、経営力向上計画の認定が必要 ※を付した部分は、資本金3,000万円超1億円以下の法人の場合

3. 研究開発税制の延長（2年間）・拡充

- ▶ 控除上限を法人税額の最大50%まで引上げ（いわゆる総額型 25%→30%）
- ▶ 時限措置である総額型の上乗せ措置を2年間延長するとともに、控除率の増加インセンティブを強化
- ▶ クラウドを活用したソフトウェアに関する研究開発を支援対象に追加

※コロナ前と比較し、①売上が2%以上減少しており、②試験研究費を増加させる場合、**総額型の控除上限を5%引上げ**



4. 地域未来投資促進税制の延長（2年間）・拡充

- ▶ 地域経済を牽引する企業の建物等の設備投資について、税額控除または特別償却を適用する措置を2年間延長
- ▶ 製造拠点が海外に集中している製品・部素材の製造事業も対象に（サプライチェーン類型の追加）



事業継続・雇用維持に資する税制措置

1. 土地に係る固定資産税額の据置措置、商業地等の固定資産税の負担調整措置等の延長（3年間）

- ▶ 令和3年度における特例措置として、令和3年度に課税額が上昇する全ての土地の固定資産税等について、令和2年度税額に据置
- ▶ あわせて、商業地等に係る固定資産税の負担調整措置・条例減額制度の適用期限を3年間延長

2. 中小企業者等の法人税率の軽減の延長（2年間）

- ▶ 所得800万円まで法人税率を19%から15%に軽減、適用期限を2年間延長

3. 所得拡大促進税制の延長（2年間）・要件簡素化

- ▶ 中小企業全体として雇用を守るため、適用要件を「継続雇用者の給与等支給額」から「企業全体の給与等支給額（総額）」へと見直した上で、適用期限を2年間延長

「改正前」	「改正後」
<p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①継続雇用者給与等支給額:対前年度増加率1.5%以上 ②雇用者給与等支給額:対前年度を上回ること <p>【税額控除】</p> <ul style="list-style-type: none"> 雇用者給与等支給額の対前年度増加額の15%の税額控除 継続雇用者給与等支給額の対前年度増加率が2.5%以上であり、かつ、教育訓練費増加等の要件※を満たす場合には、控除率を10%上乗せ（→合計25%） 税額控除額は法人税額の20%を限度 	<p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> 雇用者給与等支給額:対前年度増加率1.5%以上 <p>【税額控除】</p> <ul style="list-style-type: none"> 雇用者給与等支給額の対前年度増加額の15%の税額控除 雇用者給与等支給額の対前年度増加率が2.5%以上であり、かつ、教育訓練費増加等の要件※を満たす場合には、控除率を10%上乗せ（→合計25%） 税額控除額は法人税額の20%を限度

※教育訓練費増加等の要件:次のいずれかの要件

①当期の教育訓練費≥前期の教育訓練費の1.1倍

②中小企業等経営強化法の認定に係る計画

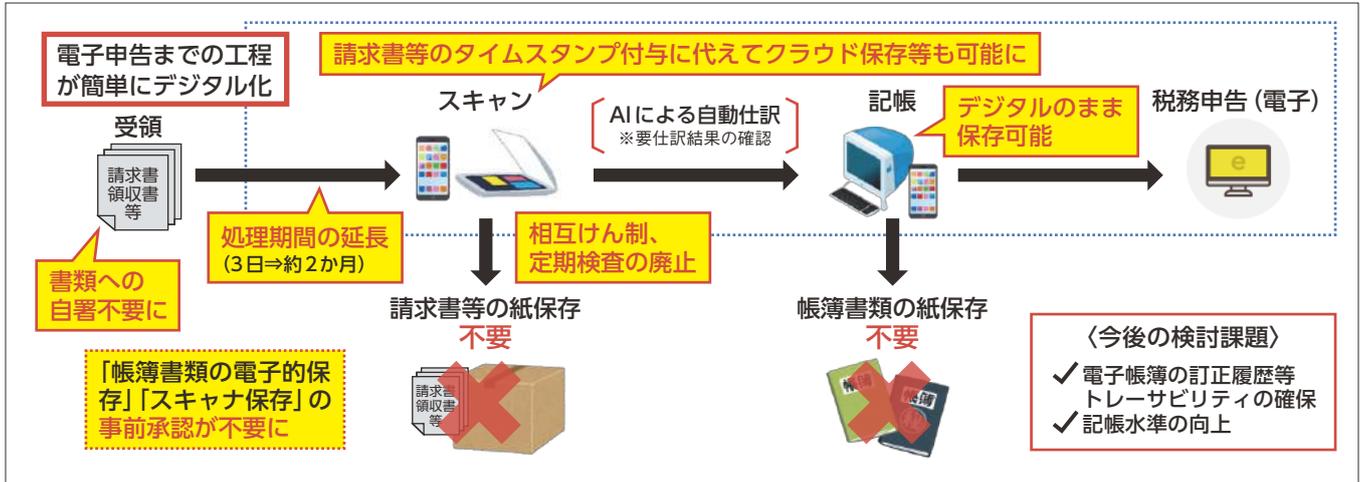
(【改正後】中小企業事業再編投資損失準備金制度に係る経営力向上計画の追加)における経営力向上の証明

引用:「令和3年度税制改正」(財務省)

デジタル化に対応した納税環境整備

電子帳簿保存法の要件の抜本的緩和

▶ 帳簿書類の電子的保存手続を簡素化する観点から以下の見直しを行う（令和4年1月1日以後適用）※変更箇所は赤字



法人版事業承継税制の要件緩和

▶ 相続時の後継者役員就任要件の緩和 (①先代経営者が70歳未満(現行:60歳未満)で死亡した場合、または、②後継者が特例承継計画に特例後継者として記載されている者である場合、役員就任要件は課されない)

「新たな日常」に向けた企業の経営改革を実現する投資促進

▶ 2050年カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の創設(50%特別償却/最大10%税額控除)

○2050年カーボンニュートラルに向け、脱炭素化効果の高い先進的な投資(化合物パワー半導体等の生産設備への投資、生産プロセスの脱炭素化を進める投資)について、税額控除(10%・5%)又は特別償却(50%)ができる措置を創設します。(3年間の時限措置)

事業適応計画		課税の特例の内容																	
<p>【計画の経済産業大臣の認定】</p> <p>1. 脱炭素化を加速する製品を生産する設備 (需要開拓商品生産設備)</p> <p>① 需要開拓商品[※]の生産を行うために不可欠な機械装置であること</p> <p>② 専ら需要開拓商品の生産に使用されること</p> <p>(※) 燃料電池・化合物パワー半導体等のうち、特に優れた性能を有するもの</p> <p>2. 生産プロセスを大幅に省エネ化・脱炭素化するための最新の設備(生産工程効率化等設備)</p> <p>・事業所等の単位で炭素排出量1単位当たりの付加価値額(炭素生産性)の目標が、「3年以内に7%又は10%以上向上」を満たす計画であること</p>		<p>● 認定された事業適応計画に基づく脱炭素化効果の大きい設備投資について、以下の措置を講じる。</p> <p>1. 需要開拓商品生産設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象設備</th> <th>税額控除</th> <th>特別償却</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置</td> <td>10%</td> <td>50%</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 生産工程効率化等設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象設備*</th> <th>税額控除</th> <th>特別償却</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置</td> <td>5%</td> <td rowspan="3">50%</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td rowspan="2">【目標が10%以上向上の場合】</td> </tr> <tr> <td>建物附属設備 構築物</td> <td>10%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(*) 導入される設備が事業所の炭素生産性を1%向上させることを満たす必要。 ※設備投資総額の上限:500億円 (注) 税額控除の控除上限は、デジタルトランスフォーメーション投資促進税制と合わせて当期の法人税額の20%を上限。</p>		対象設備	税額控除	特別償却	機械装置	10%	50%	対象設備*	税額控除	特別償却	機械装置	5%	50%	器具備品	【目標が10%以上向上の場合】	建物附属設備 構築物	10%
対象設備	税額控除	特別償却																	
機械装置	10%	50%																	
対象設備*	税額控除	特別償却																	
機械装置	5%	50%																	
器具備品	【目標が10%以上向上の場合】																		
建物附属設備 構築物			10%																

引用:「令和3年度税制改正」(財務省)

▶ DX (デジタルトランスフォーメーション) 投資促進税制の創設 (30%特別償却/3%or5% 税額控除)

○デジタル技術を活用した企業変革を進める観点から、「つながる」デジタル環境の構築(クラウド化等)による企業変革に向けた投資について、税額控除(5%・3%)又は特別償却(30%)ができる措置を創設します。(2年間の時限措置)

事業適応計画		課税の特例の内容									
<p>○事業適応計画の認定要件を満たした上、次の要件について主務大臣から確認を受ける必要。</p> <p>1. デジタル(D)要件(データ連携・共有、レガシー回避、サイバーセキュリティ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆他の法人等が有するデータ又は事業者がセンサー等を利用して新たに取得するデータと既存内部データとを合わせて連携すること ◆クラウド技術を活用すること ◆情報処理推進機構が審査を行う認定(DX認定) <p>2. 企業変革(X)要件(ビジネスモデルの変革、アウトプット、全社戦略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆商品の製造原価が8.8%以上削減されること等 ◆生産性向上や売上高の上昇の目標を定めること ・計画期間内、ROAが2014年～2018年平均を基準値として1.5%ポイント向上 ・計画期間内、売上高伸び率\geq過去5年度の業種売上高伸び率+5%ポイント ◆投資総額が売上高比0.1%以上であること 		<p>●認定された事業適応計画に基づいて行う設備投資について、以下の措置を講じる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象設備</th> <th>税額控除</th> <th>特別償却</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>3%</td> <td rowspan="2">30%</td> </tr> <tr> <td>繰延資産 機械装置 器具備品</td> <td>【他社とのデータ連携に係るもの】 5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※設備投資総額の上限:300億円 (注1)クラウド技術を活用したシステムへの移行に係る初期費用(繰延資産) (注2)機械装置及び器具備品においては、ソフトウェア又は繰延資産と連携して使用するものに限る。 (注3)税額控除の控除上限は、カーボンニュートラルに向けた投資促進税制と合わせて当期の法人税額の20%を上限。</p>		対象設備	税額控除	特別償却	ソフトウェア	3%	30%	繰延資産 機械装置 器具備品	【他社とのデータ連携に係るもの】 5%
対象設備	税額控除	特別償却									
ソフトウェア	3%	30%									
繰延資産 機械装置 器具備品	【他社とのデータ連携に係るもの】 5%										

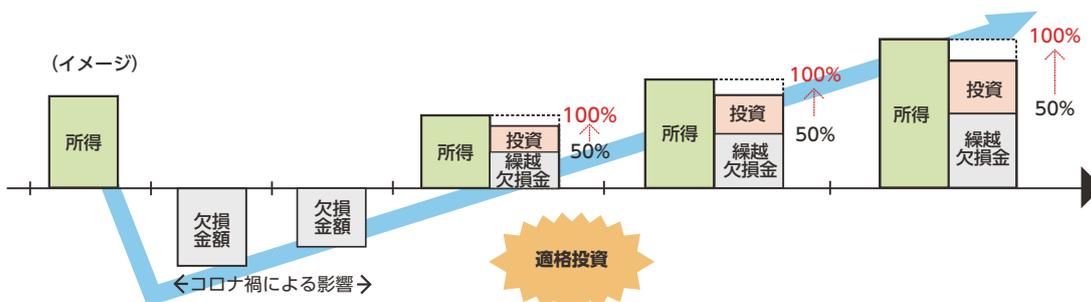
引用:「令和3年度税制改正」(財務省)

▶ 経営改革に取り組む企業(資本金1億円超)の欠損金の繰越控除上限の引上げ(上限50%→100%)

○コロナ禍の厳しい経営環境の中、赤字であっても果敢に前向きな投資(※)を行う企業に対し、コロナ禍の影響を受けた2年間に生じた欠損金額について、その投資額の範囲内で、最大5年間、繰越欠損金の控除限度額を最大100%(改正前:所得の金額の50%)とする特例を創設します。

※カーボンニュートラル、DX、事業再構築・再編等。

事業適応計画		課税の特例の内容					
<p>○事業適応計画の認定要件を満たした上、次の要件を満たす必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆将来の成長に向けた投資内容を記載した計画を提出すること ◆計画期間内に達成を見込む業績目標(ROAが計画認定時の直近事業年度比5%ポイント向上など)を定めること ◆投資計画が企業の成長に資する内容であること(単純な維持・更新投資は対象外) ◆主務大臣が①計画を認定するとともに②投資実績を毎年確認 		<p>●認定された事業適応計画に基づく果敢な投資を行う企業の繰越欠損金について以下の措置を講じる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象欠損事業年度</th> <th>欠損金の控除限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2年間*</td> <td>最大5年間 100%控除可能</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※)令和2年2月1日から令和3年4月1日までの期間内の日を含む事業年度 (注)この特例における欠損金の控除限度額の引上げは、対象欠損事業年度において生じた欠損金額のうち事業適応計画に従って行った投資の額に達するまでの金額を上限。</p>		対象欠損事業年度	欠損金の控除限度額	2年間*	最大5年間 100%控除可能
対象欠損事業年度	欠損金の控除限度額						
2年間*	最大5年間 100%控除可能						



引用:「令和3年度税制改正」(財務省)

詳細につきましては、
財務省のホームページをご覧ください。

